

各県立学校校長 殿

沖縄県公立学校における働き方改革推進本部

本部長 田 代 寛 幸

（公印省略）

適正な勤務管理（長時間勤務の改善）の徹底について（依頼）

日頃より働き方改革とメンタルヘルス対策の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

見出しの件につきまして、令和 6 年 12 月 17 日付け教働第 689 号（【別添 1】）にて、新たな働き方改革推進計画における令和 8 年度末までの目標値達成に向けて、各学校でも取組を進めていただいております。文部科学省通知等（【別添 2】）においても、時間外在校等時間が月 80 時間を超える教師をゼロにすることを最優先とし、校長等の管理職及び服務監督教育委員会においては、長時間勤務の要因を整理・分析・検証し、適切な対策等を行うことが求められています。

また、今年 6 月に成立した改正給特法により、令和 8 年度から、教育委員会において、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表及び実施状況の公表が義務付けられ、各学校では、法令等に基づく、より適正な業務管理が求められます。

県教育委員会では、今般の状況を踏まえて、特に、健康障害発生リスクが高まるとされる時間外在校等時間が月 100 時間超または連続して月 80 時間超（過労死ライン）となっているような状況は看過できない課題として捉えており、各学校におかれては、下記の留意事項等を踏まえて、当該職員と管理者が、法令等に基づき連携・協働して、改善に向けた取組を推進するようお願いいたします。

なお、取組の着実な推進に向けて、突出した長時間勤務の状況が見られる学校に対するヒアリング等を今後検討していきますので、引き続き、ご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 時間外在校等時間が月 80 時間超となっている職員がいる場合、当該職員と面談を行い、時間外に行っている業務の内容や状況等を丁寧に確認・共有して、長時間勤務の要因を整理・分析・検証してください。

※ 職員全体の時間外勤務の状況を把握するための「時間外在校等時間集計シート」（【別添 3-1】）及び時間外在校等時間が月 80 時間超となっている職員の状況改善のための「勤務計画マネジメントシート」（【別添 3-2】）を作成しましたので、必要に応じてご活用ください。

- 2 当該職員と長時間勤務の要因等を共有し、業務分担の見直し等の具体的な手立てを講じると共に、当該職員自らが勤務時間や業務に対する管理意識を持って、業務を進めることができるように取り組んでください。

※ 当該職員が自身の時間外在校等時間を把握するための「TimeNets での長時間勤務の確認手順」（【別添 4】）を作成しましたので、必要に応じてご活用ください。

※ 職員と管理者との法令等に基づく連携・協働による、勤務時間及び業務の適正管理等についての資料（【別添 5-1】【別添 5-2】）を作成しましたので、必要に応じてご活用ください。

【本件の担当】 沖縄県教育庁働き方改革推進課
働き方改革班（担当）安座間 俊一
E-mail: azamas@pref.okinawa.lg.jp
Tel: (098)894-7883

氏名		校務分掌		部活動		勤務時間	始業時刻	終業時刻
							8:30	17:15

日	曜	出勤時刻	予定退勤時刻	退勤時刻	時間外業務の内容・時間	時間外業務の具体的な内容
例		8:15	18:00	20:00	・ ①部活動 (1)h	・ ○○部ミーティング
		業務外時間	時間外在校等時間		・ ②授業準備 (0.5)h	・ 明日の授業の教材研究、プリント作成
		0:30	2:30		・ ⑤成績処理 (0.5)h	・ 単元テストの採点
					・ ⑥事務・報告書作 (0.5)h	・ 職員会議資料作成 (○○関連)
1	月				・ ()h	
		業務外時間	時間外在校等時間		・ ()h	
			#####		・ ()h	
					・ ()h	
2	火				・ ()h	
		業務外時間	時間外在校等時間		・ ()h	
			#####		・ ()h	
					・ ()h	
3	水				・ ()h	
		業務外時間	時間外在校等時間		・ ()h	
			#####		・ ()h	
					・ ()h	
4	木				・ ()h	
		業務外時間	時間外在校等時間		・ ()h	
			#####		・ ()h	
					・ ()h	
5	金				・ ()h	
		業務外時間	時間外在校等時間		・ ()h	
			#####		・ ()h	
					・ ()h	
6	土				・ ()h	
		業務外時間	時間外在校等時間		・ ()h	
			#####		・ ()h	
					・ ()h	
	日				・ ()h	
		業務外時間	時間外在校等時間		・ ()h	
			#####		・ ()h	
					・ ()h	
7	日				・ ()h	
		業務外時間	時間外在校等時間		・ ()h	
			#####		・ ()h	
					・ ()h	
	月				・ ()h	
		業務外時間	時間外在校等時間		・ ()h	
			#####		・ ()h	
					・ ()h	

- (1) 「出勤時刻」「予定退勤時刻」「退勤時刻」を入力し、業務をしていない時間があれば「業務外時間」を入力して下さい。
- (2) 「時間外在校等時間」が有る場合、時間外業務の内容をプルダウンメニューから選び、業務にかかった時間を入力してください。
- (3) 時間外業務の具体的な内容も入力して下さい。

校 長	教 頭	職 員



「安全配慮義務」と「自己保健義務」は法令等で定められており、全ての職員が各々の役割と責任を果たすことが求められます。
 「安全配慮義務」と「自己保健義務」は、対となる概念で、職場における健康管理の土台となる考えであり、その目的は“職員の安全と健康を守ること”です。職員一人一人の理解と協力のもと、各々の義務が果たされることで、健全な職場づくりが実現されます!

「自己保健義務」とは?

職員が、自らの健康の保持増進及び職場の労働災害防止等の取組に協力するよう努める義務。

- 例: ✓定期健康診断の受診
 ✓ストレスチェックの受検
 ✓長時間勤務の縮減
 ✓私生活での健康管理 …等



「安全配慮義務」とは?

管理者（教育委員会）が、職員に対して、安全で健康的に働けるよう配慮する義務

- 例: ✓労働安全衛生管理体制の整備
 ✓定期健康診断やストレスチェックの実施
 ✓長時間勤務の縮減
 ✓安全な職場環境の整備 …等

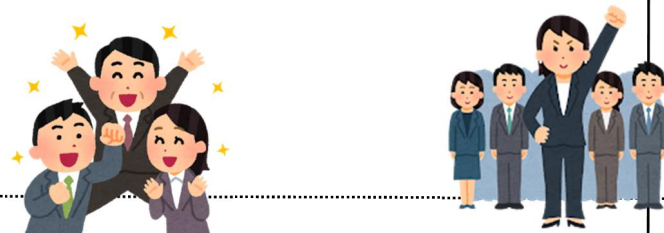
目的：職員の健康を守ること！



沖縄県立学校職員安全衛生管理規程

安全配慮義務

(校長の責務)
 第3条 校長は、この訓令、法、政令及び関係省令の趣旨に従い職員の安全確保及び健康の保持増進並びに快適な職場環境の形成に努めなければならない。



自己保健義務

(職員の責務)
 第4条 職員は、常に自己の安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。
 2 職員は、校長その他職員の安全衛生に関する事項に携わる者から安全及び健康の確保のための指示又は指導を受けたときは、これに従わなければならない。



労働安全衛生法

第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

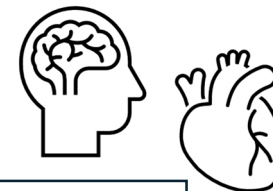
第69条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。



第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

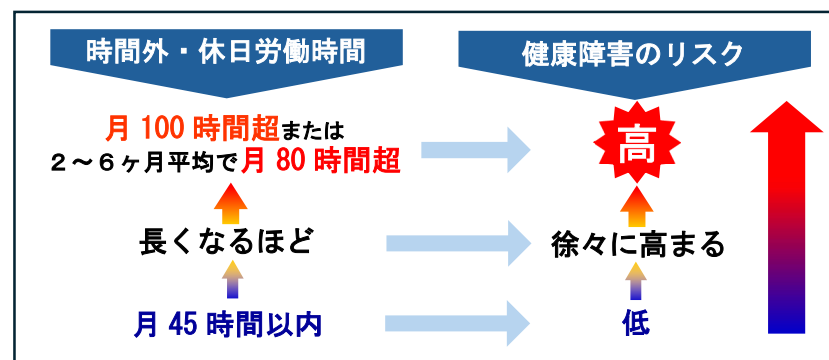
第69条
 2 労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

人間は加齢により、身体の老化が進み、脳梗塞や脳出血等の脳疾患や心筋梗塞等の心臓疾患が発症しやすくなります。それだけでなく、長時間労働により睡眠時間が減り、身体への負荷が大きくなることで、脳・心臓疾患の発症（過労死等）のリスクがより高くなることが知られています。



長時間労働のリスク！～「過労死ライン」～

長時間労働は、疲労をもたらす最も重要な要因と考えられ、脳・心臓疾患等の健康障害は、時間外労働が月 45 時間以内であればリスクは低く、月 45 時間を超えるほど、そのリスクが徐々に高まり、「過労死ライン」と言われる **月 100 時間超または 2～6 ヶ月平均で月 80 時間を超える水準**ではリスクが高くなるという医学的知見が得られています。



「過労死等を防止するための対策 BOOK」（厚生労働省）を元に作成

このようなことから、働く人の健康を守るために、我が国では法令等により、時間外労働時間が月 45 時間以内、年 360 時間以内となるように定められています。沖縄県の県立学校教職員も、県教育委員会規則等により同様の基準が定められ、時間外勤務縮減の取組が進められています。

しかし、未だに「過労死ライン」（時間外労働が月 100 時間超または 2～6 ヶ月平均で月 80 時間を超える水準）にある状況が一部で見られており、その対応・改善が必要な状況です。



勤務管理の徹底を！

職員の健康はもちろん家族の生活等を守るためにも、「過労死ライン」（時間外労働が月 100 時間超または 2～6 ヶ月平均で月 80 時間を超える水準）にある状況が見られる場合は、**当該職員と管理者が、法令等で定められた「自己保健義務」及び「安全配慮義務」に基づき、連携・協働して適切に対応していくことが求められます！**

「自己保健義務」



「安全配慮義務」

目的：職員の健康を守ること！



誰もが安心して健康的に働くことのできる職場をみんなで作りましょう！



報告② 長時間勤務の状況が見られる県立学校に対する管理職ヒアリング

1. 実施期間：令和7年9月11日（木）～10月23日（木）
2. 訪問者：2名（働き方改革班主幹1名、学校保健技師1名）
3. 訪問校：県立学校19校
4. ヒアリング項目
 - （1）長時間勤務者の状況（持ち授業、校務分掌、部活動指導等）
 - （2）長時間勤務の要因に関する意見交換
 - （3）メンタルヘルス対策に関する意見交換
 - （4）長時間勤務の改善に向けて（「勤務計画マネジメントシート」の説明等）